

企画競争説明書

業務名称： シエラレオネ国高度ディーゼルエンジン・メンテナンス技術プロジェクト

調達管理番号： 20a00917

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年12月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：シエラレオネ国高度ディーゼルエンジン・メンテナンス技術プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を

想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課、中島 ひとみ/Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年12月25日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年1月7日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月15日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 0.010450円
 - b) US\$ 1 = 104.156円
 - c) EUR 1 = 124.578円
- 4) その他留意事項
なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たったの視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／電力計画
 - b) 機械設備

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.0 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封

し、価格評価を加味。

- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年2月2日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: ディーゼル発電維持管理に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／電力計画

➤ 機械設備

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電力計画）】

a) 類似業務経験の分野: 電力計画に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域: 英語圏アフリカ及び全途上国

c) 語学能力: 英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：機械設備】

- a) 類似業務経験の分野：機械設備の維持管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：英語圏アフリカ及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／電力計画	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(0)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：機械設備	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロジェクトの背景

シエラレオネは、1991年より約10年以上継続した内戦の終結以降、国際社会の支援を受けながら国内経済、行財政及び地方コミュニティの再建を進めている。2014年以降のエボラウイルス病の流行による甚大な被害がありながらも、総じて経済は順調に回復し、中長期的な成長が見込まれている。2019年の実質経済成長率は約5.5%（世界銀行）、2020年は新型コロナウイルスの影響で3.2%まで縮小する見込みであるが2021年には持ち直すとも予測されている（Economist Intelligence Unit、2020年）。一方、貧困率は56.8%と依然として高く（世界銀行）、2018年の人間開発指標（Human Development Index）は189か国中181位と世界最低レベルにある（国連開発計画）。限定的な政府歳入、若年層の失業、電力や道路等の経済インフラの不備等多くの開発課題を抱えている。

同国での電化率は20.3%（都市部46.9%、地方部2.5%）となっている（Sustainable Energy for All、2020年）。2019年時点で、フリータウンの電力需要は最大100MWを上回ると推定されている。それに対して発電可能容量は119MW（うち、水力が約42%、火力が約20%、その他38%）となっている。主要な発電所は水力発電所1か所（ブンブナ水力発電所50MW）と火力発電所2か所（ブラックホールロードディーゼル火力発電所17.5MW、キングトムディーゼル火力発電所10MW）である。例年12月～5月の乾季にはブンブナ水力発電所の出力が定格の約2割（10MW）まで落ち込み、電力需要に対して供給量が不足する。また、年々増加する電力需要に対する供給不足の差が拡大しているとも言われている。このような需給ギャップに加え、老朽化した送配電設備の影響による高い電力ロス率、運用保守・維持管理に係る人材能力開発の不足等により、安定的・効率的な電力供給が果たせない状況にある。

我が国は、無償資金協力を通じて2008年にキングトムへのディーゼル発電設備整備や配電網の延伸、2014年には変電所整備等の支援を行ってきた。これに加え、技術協力プロジェクト「電力供給設備維持管理のための能力向上プロジェクト」（2011～2019年）において、無償資金協力にて整備した設備を中心に、発送配電の各分野において適切な運用保守・維持管理を担う人材育成を実施してきた。同プロジェクトの実施により、発送電公社（Electricity Generation and Transmission Company。以下「EGTC」という。）及び配電公社（Electricity Distribution and Supply Authority。以下「EDSA」という。）の職員の技術レベル向上に大きく貢献してきたが、特にディーゼル発電設備の運用保守・維持管理については、設備稼働時間が増えるにつれメンテナンスに必要な技術レベルが高くなり、更なる人材育成が課題となっている。

2. プロジェクトの概要

（1）上位目標

ディーゼル発電設備の維持管理計画に基づいた適切な運用保守・維持管理が行われる。

(2) プロジェクト目標

EGTCのディーゼル発電設備に関する高度な運用保守・維持管理能力が向上する。

(3) 期待される成果

成果1：EGTC技術者のディーゼル発電設備の高度な維持管理能力が向上する。

成果2：EGTC技術者のディーゼル発電設備の高度なトラブル対応に係るノウハウや実務能力が向上する。

成果3：EGTC技術者が持続的なディーゼル発電設備使用のための予防保全に係る高度な知識や能力を習得する。

(4) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1) ディーゼル発電設備及び発電システムに係る高度な知識及び技術の座学を行う。
- 2) ディーゼル発電設備の維持管理に係る高度な知識及び技術についての実務研修を行う。

【成果2に係る活動】

- 1) ディーゼル発電設備のトラブル対応の理論に係る座学を行う。
- 2) ディーゼル発電設備のトラブル対応に係る実務研修を行う。

【成果3に係る活動】

- 1) ディーゼル発電設備の予防保全に係る実務研修を行う。
- 2) ディーゼル発電設備の予防保全計画に係る研修（財務管理やスペアパーツの調達も含む）を行う。

(6) 対象地域（プロジェクトサイト）

シエラレオネ共和国フリータウン首都圏に位置するキングトム発電所

(7) 関係官庁・機関

発送電公社（EGTC）

3. 業務の目的

本事業は、フリータウン首都圏内にあるキングトム発電所において、EGTC職員にディーゼル発電設備の運用保守・維持管理に係る技術移転を行うことにより、本事業対象のディーゼル発電設備における適切な運用に係る計画策定及び実施能力の向上を図り、もって同計画に基づいた適切な運用保守・維持管理に寄与するもの。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2020年11月17日にEGTCと締結したR/D(Record of Discussions)に基づいて実施される「高度ディーゼルエンジン・メンテナンス技術プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報

¹ キングトム発電所はフリータウン市内北東に位置する。2010年にJICAが無償資金協力で本発電所に新濁7・8号機（10MW=5MW×2）を設置。EGTCが維持管理を行っている。

告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施体制

シエラレオネ側実施体制としては、EGTCがメインカウンターパート（以下「C/P」という。）となり、技術移転を行う。プロジェクトの進捗についてはEGTCとエネルギー省²を中心とした合同調整委員会（Joint Coordination Committee: 以下「JCC」という。）で確認・管理する。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントはプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(3) 実施機関のオーナーシップ醸成

日常的な業務の実施に当たっては、日本側のみで業務を実施するのではなく、シエラレオネ側C/Pと密接に共同してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、C/Pのオーナーシップを醸成すること。

(4) 技術移転の方法

1) OJTによる技術移転の実施

EGTCはキングトム発電所の24,000時間オーバーホールを実施予定である。本事業ではEGTCが実施するメンテナンスを通して、OJTによる技術移転を行う。

なお、32,000時間オーバーホール³に向け、その実施時期を確認の上、今後C/Pが自立的にメンテナンスを実施できるように定期的なメンテナンス実施の重要性の理解促進に加え、予防保全、予算確保計画、調達管理、トラブル対応等の具体的な技術移転を実施する。

2) 季節への配慮・制約

シエラレオネは、例年12月～5月の間は乾季を迎え、国内の主要電源である水力発電所（ブンブナ発電所）の出力が落ち、ディーゼル発電機が定常的に稼働されることが予測される。そのため、24,000時間オーバーホールの実施時期に関しては、水力発電の出力が下がらない雨期に実施することが望まれると想定されるが、具体的な時期についてはシエラレオネ側の方針を確認し調整する。

3) 先行事業との関連

先行事業として当機構は、シエラレオネ共和国「電力供給設備維持管理のための能力向上プロジェクト」（2011～2019年）を実施している。この事業を通

² 同国における電力事業はエネルギー省の監督のもと、発電分野はEGTCが運営をしている。

³ 先行事業において16,000時間オーバーホールを2016年8月に実施し、20,000時間オーバーホールを2017年7月に実施している。先行事業に倣い、32,000時間オーバーホールについては24,000時間オーバーホールの2,3年後を想定している。

して、EGTCの定期的なディーゼルエンジンのメンテナンス能力の強化を図り、日常運転の操作・運用と日常点検・整備、簡単な修理は、まず独自に実施できるところまで能力が向上された。一方で、24,000時間オーバーホールにおいては、設備の各部の消耗状況等に合わせたメンテナンスを実施する必要がある、これを実施するには技術レベルが不十分であることが報告された。また対象発電機は稼働時間が24,000時間を超えているため、経年劣化した部品（シリンダー等）の良否判断に関する技術も新たな知見として必要である。本事業では、先行事業の結果を十分に踏まえ、EGTCの最新の維持管理能力について確認した上で技術移転を実施するものとする。

(5) 24,000時間オーバーホールに必要な工具・消耗品の機材供与について

本業務を実施する上で必要な24,000時間オーバーホール時の工具・消耗品については、本契約に含めず別途JICAが調達する。

(6) ジェンダー配慮

本事業は、ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件となっている。技術移転における研修を実施する際は、女性技術者や女性職員を積極的に参加者に含める。

6. 業務の内容

提案者は、以下に示す想定される活動内容を勘案して、本業務を効率的かつ効果的に実施する方法及びR/DIに添付されているProject Design Matrix（以下「PDM」という。）及びPlan of Operation（以下「PO」という。）に基づき、具体的な作業工程をプロポーザルにて提案すること。

なお、本契約では以下4回の現地渡航を想定しているが、提案者の知見と経験に基づき、より効率的かつ効果的な提案を行うことも奨励する。

- 2021年4月：ワークプランの作成とディーゼル発電設備の維持管理に係る現状と課題のレビュー
- 2021年5月～8月：24,000時間オーバーホール準備を主とした技術移転とオーバーホールの実施支援（24,000時間オーバーホール）
- 2021年10月～11月：トラブル対応に係る技術移転
- 2022年1月～2月：次期大型オーバーホールを見据えた予防保全に係る技術移転及び維持管理計画策定

(1) ワークプランの作成・共有（2021年4月）

ワークプランの作成に関しては、(2)「現状と課題のレビュー」作業を踏まえた上で、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（英文）に取りまとめる。同プランを基に、EGTCに説明し、プロジェクトの全体像を共有し、意見交換を行い、JCCにてシエラレオネ側関係者と合意することとする。

(2) ディーゼル発電設備の維持管理に係る現状と課題のレビュー（2021年3月～4月）

ワークプランを作成するにあたり、以下1)、2)の作業を実施し、シエラレオネの電力セクターに関する情報の整理と最新のEGTCの維持管理能力及びディーゼル発電機の維持管理状況について現状と課題を把握する。

- 1) 既存の資料（先行事業の事業評価、事業完了報告書等）、シエラレオネ政府の

関連政策及び他ドナーの電力セクターにおける活動のほか、入手可能な資料や最新のシエラレオネ国内に関する情報等を踏まえて、シエラレオネ電力セクターの現状認識・課題、情報を精査する。またEGTCの組織体制（組織図、職員・技術者数等）を確認する⁴。

- 2) EGTCは、先行事業においてディーゼル発電設備の一定のメンテナンス技術についての知見と経験はあるものの、24,000時間オーバーホールを実施する技術力がなく、C/Pの最新の能力評価について十分に把握する必要がある。C/Pへのヒアリング等を通して、EGTCのディーゼル発電機維持管理能力を確認し、現状の能力と主要な課題について整理する。また、本事業の対象となる発電機については、既に24,000時間の稼働時間に達し、2019年3月末時点で24,000時間オーバーホールを実施せずに停止状態となっており、時間の経過による劣化が考えられる。JICAからEGTCに対し、24,000時間オーバーホールが実施されるまで対象発電機を再稼働させない旨要求をしているが、これが遵守されているか現在の稼働状況についても確認するとともに、最新の維持管理状況を把握する。

（3）24,000時間オーバーホール（2021年5月～8月）

成果1及び成果3に係る活動

24,000時間オーバーホールの実施として、成果1及び成果3に係る活動を行う。本事業の対象となるディーゼル発電機の稼働時間は既に24,000時間以上を達し、2019年3月末時点では24,000時間オーバーホールを実施せずに停止状態となっている。C/P及びディーゼル発電機の維持管理状態を確認した上で、まずはディーゼル発電設備の24,000時間オーバーホールに係る補修内容やオーバーホールの実施時期、期間、体制、仮設資機材や重機などの手配状況を確認する。その上で、24,000時間オーバーホールに必要なディーゼル発電設備に係る技術（ディーゼル発電設備の構成、作動、性能、構造、機能、特性等）及び予防保全に係る技術（分解・点検手入れ・組み立て・試運転等）についての座学及びEGTCが既に保有の研修用機材を用いた実務研修を技術者に実施し、24,000時間オーバーホールの実施を支援する。

なお、ディーゼルエンジンの基礎理論については座学研修及び研修用教材・マニュアルも作成が先行事業で実施済みである。本事業においては、C/Pの知識の定着度や教材・マニュアルの活用状況を確認の上、技術移転を行う。

（4）トラブル対応に係る技術移転（2021年10月～11月）

成果1及び成果2に係る活動

トラブル対応に係る技術移転として、成果1及び成果2に係る活動を行う。先行事業の結果、C/Pの維持管理能力は、日常運転の操作・運用と日常点検・整備、簡単な修理を実施できるレベルまで達成した。しかし、24,000時間及び次期大型オーバーホール（32,000時間）を実施するだけの技術能力は不十分である。事業終了後、EGTCが自立的にディーゼル発電機を運用保守・維持管理するための、ディーゼル発電設備に係る追加的技術移転（起動・停止操作、日常保守点検の項目・頻度・異常の有無の判定

⁴ 2012年時点で、キングトム発電所には、Generation Manager以下秘書、エンジニア、運転要員、保守要員、見習いエンジニア（Pupil Engineer）、一般作業員を含めて44名が所属していた。

基準等)を座学及び実務研修を通して行う⁵。併せて、ディーゼル発電設備のトラブル対応に関して、既存マニュアル確認しトラブル対応の現状と課題を把握した上で、トラブルの実例及びトラブル対応に関する座学及び実務研修を実施し、マニュアルの更新をC/Pと共に⁶。

なお、追加的技術移転及びトラブルに関する座学及び実務研修は、各3週間程度を想定しているが、C/Pの技術レベルに合わせて研修計画を適宜修正すること。

(5) 次期大型オーバーホールを見据えた予防保全に係る技術移転及び維持管理計画の策定(2022年1月~2月)

成果3に係る活動

次期定期オーバーホールを見据えた予防保全に係る技術移転及び維持管理計画の策定として、成果3に係る活動を行う。対象ディーゼル発電機は8,000時間ごとに大型メンテナンスの必要があり、32,000時間オーバーホールまでを定期的なメンテナンスの一つのサイクルとしている。プロジェクト終了後に32,000時間オーバーホールはEGTCが独自でメンテナンスを実施することが期待されている。24,000時間オーバーホール以降の稼働計画を確認し、今後の予防保全の在り方をC/Pと協議策定する。また、今後C/Pが自立的にメンテナンスを実施できることを確認する。併せて、維持管理計画策定に必要な技術移転を実施し、財務管理やスペアパーツの調達も含んだ維持管理計画をC/Pと協議し策定する。

(6) 広報活動

本事業は、シエラレオネの基幹発電所であるキングトム発電所の安定的な稼働に資する案件であり、シエラレオネ国内の注目度も高いものと考えられる。活動の成果となる「EGTC職員の技能向上」、これによって達成されると考えられる「電力供給の安定化」を取り上げ、本事業の取り組みをシエラレオネの現地メディアに広報する。

日本向けには、「質」を担保するための維持管理の技術(指導)という観点から「質の高いインフラ」輸出の一例として広報する。また、紛争から復興し、成長に向かう国の基盤を支える重要な事業である点を取り上げる。提案者は、本事業における広報の方法についてプロポーザルに含めること。

(7) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

(8) 各現地渡航前後のJICA協議

受注者は、各次の現地渡航に際し、渡航前の対処方針確認、渡航後の活動結果報告をJICAと行う。

(9) JCCの開催と資料準備

ステークホルダーとプロジェクトの進捗に係る情報を共有するため、JCCをP0で合

⁵ 2012年時点、キングトム発電所の発電設備の運転及び保守整備を実行するスタッフ数は23名である。

⁶ 2017年、先行事業において実施したディーゼルエンジン理論(トラブルシューティングの理論と実務について)に関する座学研修には、キングトム発電所から50名が受講。

意済みのとおり2回実施することを想定している。JCCの実施のための関係者との調整及び資料作成を行う。

(10) モニタリングシートの作成・提出

業務開始から1か月後、プロジェクト開始6か月後に定期的にモニタリングシートを作成し、JICA本部及びシエラレオネ支所にプロジェクトの進捗を報告する。JICA側からコメントがある場合にはC/Pと協議の上、迅速に対応を検討する。

7. 報告書等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書名	提出時期	部数
① 業務計画書	各契約締結日から起算して10営業日以内	和文（電子版）
② ワークプラン	業務開始から約1か月後	英文（電子版）
③ モニタリングシート（Ver.1）	業務開始から1か月後	英文（電子版）
④ モニタリングシート（Ver.2）	プロジェクト開始6か月後	英文（電子版）
⑤ 業務完了報告書	業務完了時	和文5部（製本） 英文10部（製本） 和文3枚（CD-R） 英文10枚（CD-R）
⑥ 協議議事録	国内外の各会議後2営業日以内	和文（電子版）

注1) いずれの報告書も電子版を併せて提出する。

注2) 記載の部数の他、協議で必要な部数を印刷し出席者人数に合わせて配布すること。

注3) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注4) ①業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注5) 業務完了報告書の巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

注6) 業務完了報告書の記載内容については以下のとおり。

記載事項：

ア. プロジェクトの概要

イ. 活動内容

業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

ウ. 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

エ. プロジェクト目標の達成度

オ. 上位目標の達成に向けての提言

添付資料：

ア. PDM（最新版、変遷経緯）

- イ. 業務フローチャート
- ウ. 業務人月表
- エ. 合同調整委員会議事録等
- オ. その他活動実績（セミナー等含む）

（２）技術協力作成資料

業務を通じて作成された資料は、業務完了報告書に添付して提出すること。

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

（４）その他提出物

1) 議事録等

関係機関（国内外）との面談及び各種説、協議に係る議事録を作成し、JICAに提出する。JICAとの関連会議、検討会については、少なくとも3営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

2) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に、必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。また、関係者との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

第4章 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

以下の期間にて業務を実施する。

- (1) 2021年3月上旬～2022年3月中旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

- (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

27.00 M/M（国内：3.00M/M、現地：24.00M/M）

- (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、提案者は、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- 1) 業務主任者/電力計画（2号）
- 2) 機械設備（3号）
- 3) 電気設備
- 4) 補機設備
- 5) 分解検査

3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) プロジェクト用の事務スペース・備品（電気、空調設備、水も含む）
- (3) カウンターパートの給与やプロジェクト備品などを含む予算の配分等

4. 配布資料／貸与資料

- (1) 配布資料
 - 1) 先方要請書
 - 2) R/D
 - 3) シエラレオネ共和国「電力供給設備維持管理のための能力向上プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書

5. 業務用機材

本業務では24,000時間オーバーホール時に必要な工具及び消耗品の調達を想定していないものの、その他に業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。その場合、その経費は別見積もりとして計上すること。

6. 現地再委託

本プロジェクトにおける現地再委託については想定していない。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度）を締結することとし、年度を跨る現地及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

シエラレオネにおいては、日の出前、日没後の移動は禁止されており、デモや人だかりには近寄らないなど、現地作業期間中の行動に気を付け、安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAガーナ事務所、シエラレオネ支所、在ガーナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。

(3) 本業務については、新型コロナウイルスの流行の状況やシエラレオネ政府側の対応次第で渡航時期および業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議のうえ決定します。

以上